

調達改善計画で定めた取組	新規	実施した取組内容	取組の効果	目標達成状況	実施において明らかとなった課題等	今後の対応
(1) 電子調達システムの活用及び積極的な情報発信による参入業者の拡大						
一般競争入札案件については、原則として電子調達システムを利用して入札を実施するとともに、同システムやホームページを活用することにより、人事院の実施する調達に関する情報をより多くの潜在的な応札者（応募者）に的確に届け、参入業者の拡大を図る。		一般競争入札については、原則電子調達システムを利用した入札を実施した。 また、年度当初の調達計画の公表（HP掲載）、電子調達システムの活用、任意登録事業者へのメールでの調達案内等を積極的に行った。	電子調達システムにより全ての案件について入札公告を行ったが、入札61件への応札者164は、昨年の入札59件への応札者168応札者には及ばなかった。	△	電子調達システムを利用することにより新規参入事業者が増える可能性はあるもの、実際には、参考入手のみで調達に参加しない事業者も多く見受けられ、必ずしも競争性の拡大に繋がっていない。	引き続き電子調達システム及びホームページを活用し、情報を広く発信することで潜在的な応札者に情報を届けることにより、調達の競争性・公平性等の向上を図っていきたい。
(2) オープンカウンター方式による調達の試行						
少額随意契約案件については、ホームページ等を積極的に活用したオープンカウンター方式による調達を試行的に実施することにより、その効果や課題等を確認しつつ、情報を広く発信し、中小企業からの調達機会の拡大、調達の競争性・公平性等の向上を図ることを目指す。		現在要領を作成しており、今年度中にオープンカウンター方式による調達を行う予定。	応札者はなかった。	○	HPに掲載することにより、広く周知をしたが、応札がなかった。掲載時期など検討する余地あり。	一般的な物品等の調達に利用する、公告期間を長く設定するなど、的確に情報が伝わるように進める。
(3) 情報システムに係る調達に際して、仕様の必要性・妥当性をチェックする。						
情報システムの調達に際しては、府省内全体管理組織（PMO）及びプロジェクト推進組織（PJMO）主導のもと、令和2年1月に作成したIT関連調達仕様書作成要領を活用しつつ、システム構築や改修の企画段階から仕様の内容や構成の必要性・妥当性をチェックすることにより、適正な調達を実施する。		情報システムの調達に際しては、調達原課において、IT関連調達仕様書作成要領を活用して仕様書の作成を行うとともに、仕様書作成の段階からPMOに仕様の内容、必要性・妥当性について助言・指導を求め、仕様書を適正なものに修正し、適正な調達の実施に努めた。	IT関連調達仕様書作成要領を活用した仕様書の作成により仕様書の不備等が減り、PMOによるチェックが効率的なものとなった。	○	仕様書作成要領により仕様書の雛形ができたが、仕様書を作成する際に、雛形に頼り過ぎてしまい、実際の業務の内容を十分考慮できていない場合もあり、依然としてPMOによる指導が必要となっている。	引き続き府省内全体管理組織（PMO）及びプロジェクト推進組織（PJMO）主導のもと、システム構築や改修の企画段階から仕様書の内容や構成の必要性・妥当性、業務内容との整合性などについてチェックを行う。
(4) 引き続き「1者応札（応募）」解消に向けた取組を推進する。						
1者応札の要因になりかねない事項の事前チェックを徹底するとともに、調達情報の積極的な発信を行い新規業者の参加を促す。また、1者応札（応募）となった事案に対しては、入札までに至らなかった理由を業者から必ず聴取するなど丁寧に実情を把握し、分析・考察のうえ可能なものは調達仕様に反映させる外、1者応札の要因となっている課題について、実施可能な改善策を実行に移し、1者応札の解消に努める。		1者応札の解消に向け、積極的な調達情報の発信とともに、辞退業者からの聞き取り等原因把握を行った。	根本的な1者応札の解消には結びつかなかった。	×	1者応札率は前年度と比べて若干増加しているが、試験問題の印刷案件（4件）が1者応札だったことが原因と考えられる。役務の調達案件で1者応札が多く見られるのは人員不足等を理由に辞退され、1者応札となってしまっている。	調達情報を広く発信することで、当院の業務に関心を示していなかった事業者の参加を促すとともに、引き続き、辞退理由の把握、分析、打開策の考察を行い、実施可能な改善策を実行に移す。
(5) 調達の公正性・透明性を高める観点から、競争の手続をさらに拡大する。						
競争性のない随意契約について、可能な限り一般競争契約等による調達の可能性を追求する。 例えば、調達案件の内容に応じて、従来から引き続き、入札における「競争参加資格（全省庁統一資格）」（「A等級」から「D等級」までの格付け）の設定に当たって、調達内容に応じた企業規模を勘案しつつ、許容される限り範囲を幅広く設定して、より多くの業者の参加を促すことにより競争性の確保を図る。（併せて、中小企業の受注機会の拡大に資するようにする。） なお、随意契約によらざるを得ないと判断される調達については、引き続き、当該判断の妥当性や合理的な理由の有無について随意契約審査委員会の審査手続を経るなどによって、公正・適正な随意契約の締結を確保する。		入札公告等入札関係資料作成の際の競争参加資格（等級）の設定に当たっては、引き続き、業務内容に鑑み支障がないか調達原課とも相談の上、原則として当該案件の調達規模見合いの等級の上下2段階まで幅広くに資格を認めている。その際、調達のミスマッチを防ぐため、新規参入業者に対しては丁寧に説明を行った。 書籍の購入について、前年度試行同様、同時期の調達を検討するとともに、他機関の調達分とも併せ、共同調達を実施した。	左記の取組により中小企業の参加機会が広がっているものと考えられる。また、調達のミスマッチもなかった。 共同調達を行うことで、応札者数の増加、経費節減を期待したが、結果は1者応札となり、機関数が増えることによる納品、請求処理の煩雑さもあり、経費節減には至らなかった。	○ <		